

みんなで……

- ・公害をなくしましよう
- ・木と花を植えましよう
- ・スポーツを楽しみましよう
- ・暴力を追放しましよう

No.77

45・11・10 発行



足どりも軽く歩け歩け

市役所～岩本実相寺までの10キロ

体力増進のためには、日頃の訓練が大切と、100人が参加して11月1日に第1回「歩け、歩け」大会が行なわれました。

コースは市役所前から岩本実相寺までの10キロで、弥生町、松岡などを通り2時間15分で全員歩きとおしました。参加者は「最近こんなに歩いたことはないですよ」というもののまだ元気いっぱい。なかでも参加者のうち最年長者の大塚陽吉さん（長者町）65歳は、足どりも軽く、若いもんにはまけないとはりきっていました。

また、実相寺から全員で岩本山公園に登り昼食をとりゲームなどして日曜日を楽しくすごしました。

【写真は足どりも軽く実相寺に向う参加者】

伸びゆく国民年金

該当者は必ず加入して

- ◆国民年金制度が今年の7月から大幅に改正され、今まで◆
- ◆なかつた所得比例年金制度、年金の資格がたりない人のた◆
- ◆めの特例などができました。また、国民年金は常に物価や◆
- ◆所得の水準にあわせて年金額を改正することになつていま◆
- ◆すから、加入者には有利な点がいくつあります。◆

国民年金は他の年金制度に加入していない農業、自営業、商店などで働く人を対象に昭和34年に発足したもので、満20歳以上で明治44年4月2日以後に生れた人は必ず加入することになっています。

年金は、私たちの老後の生活を守ってくれるだけでなく、ケガをして働けなくなつたときや、一家の働き手が死亡したときにも、その後の生活を守ってくれます。

この制度は、他の年金制度のように職場ごとに加入する仕組みでないので、加入するには、加入しようとする人がいめいで、届けをすることになっています。該当する人でまだ加入の届け出をしていない人は、至急加入してください。

加入すると毎月保険料を納めなければなりませんが、保険料は1ヶ月450円です。しかし、所得がある人は所得比例年金制度に加入することができます。

また、加入者が経済的に保険料をかけられない場合には、これを免除する制度もあります。たとえば生活扶助を受けている人、障害年金をうけている人、所得がなくて保険料をかけられない人などです。

保険料をかけられないからといって、そのまま滞納していると年金が受けられ

ません。どうしても保険料をかけられないときには免除をうけておき、余裕ができたとき納めるようにこの制度を利用してください。

来年から老齢年金の受給者が……

国民年金に加入して保険料を60歳まで納めると、65歳から老齢年金が受けられます。

まだ25年という長い期間納めた人はありませんが、明治44年4月1日以前に生れた人で、国民年金に任意加入した人たちは、来年でちょうど10年になり老齢年金をもらえる資格ができます。

この場合、10年間に納めた保険料は25,800円ですが、年額60,000円受けられます。

また、高齢任意加入者のうち明治39年4月2日から40年4月1日までに生れた人は来年度中に65歳になりますので、早い人は来年の5月から老齢年金が受けられます。

通産老齢年金は、25年納めると年額96,000円、40年納めて年額153,600円です

このほかの年金には—

- 障害年金 病気やケガなどによつて身体の一部あるいは全部に障害ができる人に支払われます。支給額は1級障害が年額120,000円、2級障害が96,000円です。

- 母子年金 18歳未満の子どもがある世帯で、夫をなくした場合にこど

もが満18歳になるまで支給されます。支給額は、こども1人のとき 91,200円、こども2人のとき 96,000円です。

- 準母子年金・遺児年金・寡婦年金と死亡一時金があります。

これらの年金のうち、事故でいくつかの年金がうけられるような場合は、本人の希望で一番有利なものを受けることができます。

所得比例年金制度に加入しては

国民年金は、加入者の所得に関係なく保険料を納めた期間によって年金額が決められていました。しかし所得がある人は、通常の掛金とは別に保険料を納めると、一般の年金よりもたくさんもらえるようになりました。

加入資格は、国民年金に加入している所得のある人で、免除を受けていない人です。

掛金は通常の月450円とは別に、月350円を納めることになります。

年金額は通常の年金とは別に所得比例保険料を納めた月数に180円をかけた額が受けられます。

たとえば、25年納めると年額54,000円で、通常の年額96,000円とあわせると年額150,000円が受けられます。

サラリーマンの奥さんも加入できます

国民年金には必ず加入しなければならない人と、希望で加入できる人があります。

たとえば、家庭にいるサラリーマンの奥さんなどは、夫が加入している厚生年金や共済組合制度で間接的に年金が保証されているので、一応国民年金から除かれています。しかし、奥さん自身が年金をもらえるように、明治44年4月2日以降に生れた方なら希望で加入できることになっています。

異動の届出

加入している人で住所や氏名の変ったとき、会社や工場につとめ厚生年金に加入したときなどは必ず市年金課へ届けをしてください。



第4回富士市長表彰

稻垣禎次さん(地方自治功労)ら6人が受賞

- 富士市表彰条例にもとづく、第4回市長表彰が11月1日、
- 市民会館で行なわれました。表彰を受けたのは、地方自治
- の発展に多大の功績のあつた、稻垣禎次さんら次の6人の
- 方で、渡辺市長から表彰状と記念品が贈されました。

地方自治功労



(中里新富町
83歳)

■ 稲垣禎次

昭和22年に須津村長に就任してから、昭和30年に退職されるまでの間東田子浦駅の設置、岳南鉄道の延長愛鷹林道の開設などで観光資源の開発をはかり、あわせて根方地域一帯の開発をはかるなど常に地方自治の確立に尽されてきました。とくに、昭和30年2月の吉原市と東部4カ村の合併では、広域都市実現のために努力され、今日の「市勢伸展」の基礎をつくるとともに福祉増進に貢献されました。

地方自治功労



(原田一
76歳)

■ 稲岡正次

昭和22年に原田村長に就任してから、昭和30年に退職されるまでの間村の立地的経済的条件を考えて、岳南鉄道の開設、根方地域の幹線道路整備など交通網の整備、さらに工場誘致をはかるなど原田村の経済的地位の向上に献身されました。とくに昭和30年2月の吉原市と東部4カ村の合併では、政治手腕をいかんなく發揮し、今日の「市勢伸展」の基礎をつくるとともに福祉増進に貢献されました。

教育功労



(中央町三
71歳)

■ 木下芳太郎

大正6年日置流印西派弓道目録の免許を受けて以来、50年にわたり弓道一筋に専念し、弓道を通じて青少年の健全育成と体育振興に大きく貢献されました。現在は日本武徳会十段允許・主席技監で、富士市および県の関係団体役員として活躍し、「弓の木下」といえば県下はもちろん中央弓界にも名声をはせています。また、成人学校弓道科開設以来、講師としても弓道奨励のため活躍中です。

教育功労



(吉原四
59歳)

■ 鈴木俊恵

昭和5年以来華道教授に従事し、古くから生活に密着し、広く親しまれている華道・茶道を通じ、伝統芸術の伝承と市民文化・教養の高揚に貢献しています。とくに、成人学校開設以来講師として、地域文化振興の底辺を広げる原動力となり、若い人たちの学習の場を充実させた。また、国内のみならず昨年は外務省派遣生花文化使節として、海外にまで生花を紹介するなど活躍中です。

産業功労



(元町四
68歳)

■ 田中右一

鉄工業界にあつて中小企業の多い同業界の体质改善、経済的地位の向上などにつとめ、特に公害除去と、中小企業の発展は大同団結が必要であることに着目し、昭和42年から富士金属工業団地の建設促進をはかり実現されました。また、昭和26年には富士地区の溶接協会を組織して要職につき、技術水準の向上、安全管理をはかるなど常に共存共栄のうえにたち業界に尽されています。

産業功労



(水の上
60歳)

■ 山田由太郎

近代化農業の推進、茶業の振興、大型農協実現などに残された功績は極めて大きく、終始農政発展、農業振興につとめてきました。とくに当地域に茶業の普及をはかり、品種茶の新改植などを行ない、富士の「やぶきた茶」の銘柄を確立し、さらに市内農協合併を促進し、昨年9農協合併による「富士市農業協同組合」を発足させました。また選舉管理委員、調停委員など公職にもたずさわり地方自治に貢献しています。

秋の火災予防運動が11月20日から12月2日まで行なわれます。運動は、これから冬場にかけて石油ストーブや、電気ゴタツなど暖房器具の使用にともなつて火災が多く発生するため、防火意識の向上と火災の発生を予防するために行なわれるもので、「あぶない消し忘れ、切り忘れ」を統一標語に進められます。

秋の火災予防運動



寝るまえの火の元点検

秋の全国火災予防運動が11月20日から12月2日まで行なわれます。

火災の原因は90%が不注意によるもので、ひとたび発生すれば、尊い生命や財産をいつしゆんのうちに灰にしてしまいます。しかし、大部分の火災が不注意から起つているので、日頃の注意さえおこななければ、未然に防ぐことができるわけです。

これから冬場にかけて、電気ゴタツや石油ストーブなど暖房器具を使う時期になるので、今まで以上に注意が必要になります。

そこで秋の火災予防運動では、わが家の防火総点検、たばこの投げ捨てと寝たばこの防止、暖房器具の正しい使い方な

ど指導を行なつていきます。

ちなみに昨年1年間に市内で発生した火災は、130件で、死者2人、傷者14人、損害額8193万円の被害を出しています。

出火原因別では、たばこの不始末がもつとも多く30件、ついで子どもの火遊び13件、放火または放火の疑いがあるもの10件、ガスコンロやコンロによるもの7件の順になっています。

月別の発生状況は、3月が28件、1月が21件、4月と5月が12件、2月が11件、12月10件の順となっており、寒い時期に多く発生しています。

火災の種類別では建物火災が81件、車両火災12件、林野火災8件、その他の火災が28件となっています。

地区別の発生状況は、吉原地区と今泉地区が18件、富士地区14件、伝法地区10件と住宅の密集した地区に多く発生しています。なお、浮島地区では1件の火災も発生しませんでした。

また今年になつて1月から10月までに発生した火災は81件、死者3人、傷者4人、損害額1億1千300万円と昨年1年より死者、損害額はすでに上回っています。

なお、いままであまりなかつた車両火災も昨年12件、今年が10月までに11件もありました。

車両火災の原因には、マフラーの加熱やエンジンの加熱によるものなどがみられます。今年の4月に発生した車両火災は、本市場の国道で信号待ちの乗用車に大型トラックが追突して、乗用車はショックでガソリンタンクに引火し、乗用車は炎上し運転手が死亡する事故が起きています。これからも自動車の普及とともになつて車両火災もますます増えるものと思われます。

防火ポスターの入選者決る

小中学生から募集した、昭和45年度防火ポスターの入選者が次のように決まりました。

■小学校の部

- ・市長賞 吉村和彦（吉永第1小）
- ・議長賞 鈴木睦昭（元吉原小）
- ・防火協会長賞 白根和代（富士第1小）
- ・特選 藤沢則正（吉永第1小） 篠原美恵子（今泉小） 滝波宏明（富士第2小） 福田壮一（富士第2小） 芦沢典子（鷹岡小）

■中学校の部

- ・市長賞 大石準（南中）
- ・議長賞 漆畠嘉美（田子浦中）
- ・防火協会長賞 武田昌彦（南中）
- ・ポスター賞 高野朱美（鷹岡中）

・特選 山下晃司郎（吉原東中） 石黒彰子（田子浦中）



【写真は作品を見る審査員】

消防活動は38台の消防車で

以上のように毎年多くの火災が発生しているわけですが、消防活動は38台の消防車で行なっています。このうち消防署と富士分署、港分署にハシゴ車や化学消防車、タンク車など9台で、残りの29台は各地区ごとにある消防団によつて使われています。

しかし、火災が発生して消防車が現場にかけつけると、乗用車でかけつけているやじ馬のため消火活動も困難になり、被害が大きくなることもあります。やじ馬には絶対にならないようにしてください。

43種類の農薬が 使用禁止に

農薬の残留毒性が大きな問題となつて
いますが、厚生省では保健衛生の立場か
ら毒性の強い農薬の使用を禁止しました
使用できない農薬は次のとおりです。

■ DDT 製剤

DDT乳剤・DDT粉剤・DDT水和
剤・ゲナツクス・ネオペパール・乳状
サツチュコート・MP乳剤・DP乳剤・
カモイ水和剤・ノツクデー乳剤・ED乳
剤・エルマント・ハイクロールオイル・
フジクロール・デトロン・エントロン・
ホスピツトD乳剤・ヨンデー・DS乳剤
アンチオンP

■ BHC 製剤

BHC粉剤・BHC乳剤・BHC水和
剤・リンデン乳剤・SB粉剤・メオバー
ルBHC・ガンマドル・トクリン乳剤・
ドルナツク粒剤・ドル粒剤・ガンマーミ
シン

■ アルドリン製剤

アルドリン乳剤
アルドリン粒剤

■ デルドリン製剤

デルドリン乳剤
デルドリン粉剤

■ エンドリン製剤

エンドリン乳剤
エンドリン紛剤

■ ひ素鉛

ひ酸石灰・ひ酸鉛・ひ酸石灰粉剤・バ
ラチオン・テツブ

以上の農薬は現在売られていませんが
い今まで安価に手に入ることなどから多く
使用されてきました。

この農薬に変わるのは、DDVP剤
TAP剤、ホサロン剤などがありますが
くわしくは市農政課またはお近くの農協
にお問い合わせください。



開館3周年記念祭

勤労青少年会館では開館3周年記
念祭を11月22日まで行なっています

- 展示会 11月20日から22日まで
- 卓球交流大会 17日午後6時半から8時半
- 映画会 18日午後6時から8時半
- 茶会 22日午前10時から午後3時

= 健康優良児表彰 =

本多幸子ちゃんら

30名

健康優良乳幼児最終審査が、10月24日
消防棟で行なわれました。

該当者は昭和44年4月1日から昭和45年
3月31日までに生まれた3600人で、最終
審査で30人の元気な乳幼児が選ばれま
した。

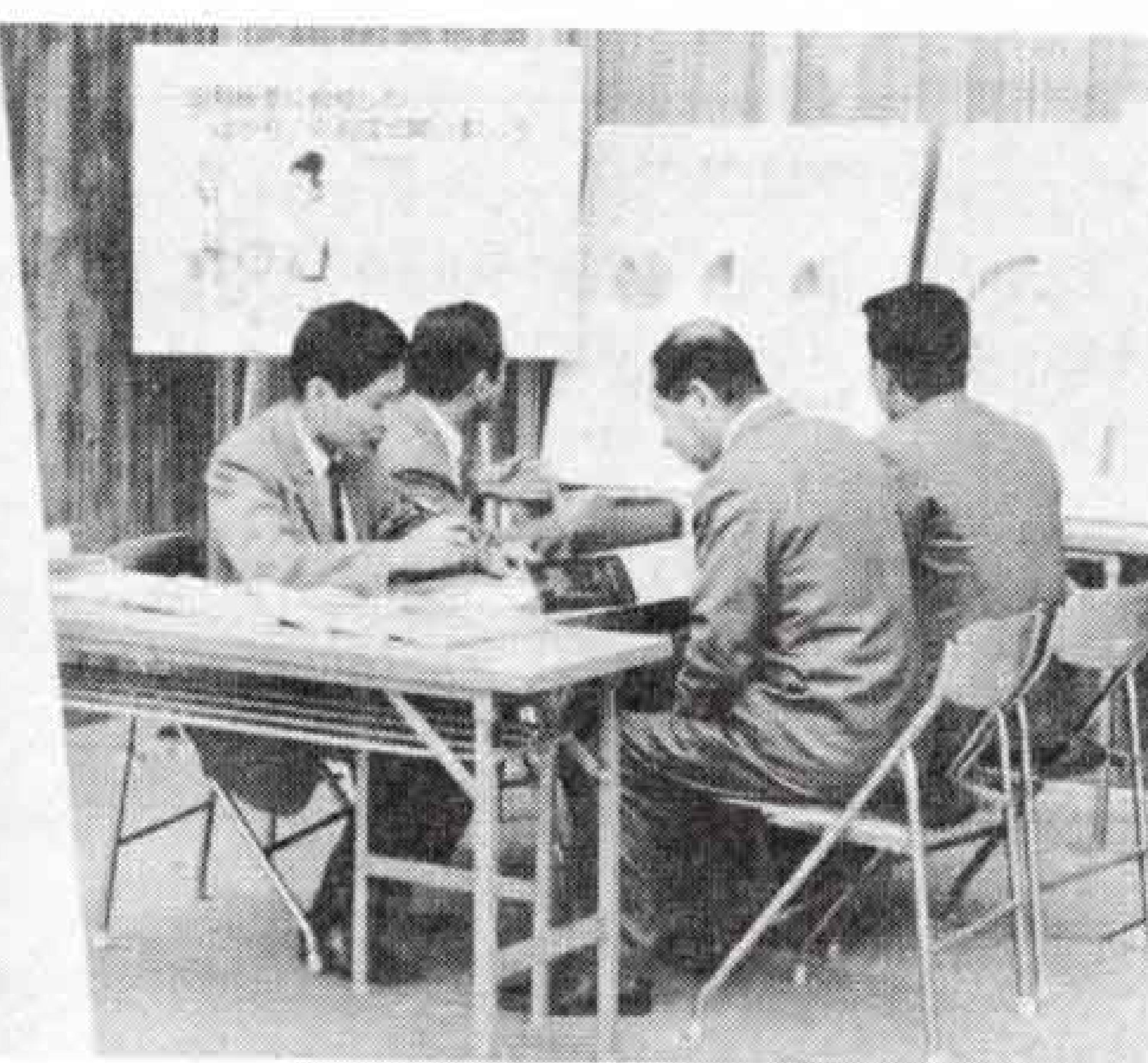
カツコ内は保護者名です。

本多幸子(敏雄・富士岡入町) 勝又
敏(直義・北滝川) 佐野一美(佳男・
厚原中区) 内海浩二(浅夫・鍛冶町2)
佐藤恵津子(繁・平垣北町) 勝俣充
(始・中島) 勝亦健二(政義・水戸島
上) 鈴木直美(誠五・原田3) 青木
孝記(征男・西滝川) 古谷伊津美(輔
範・上田端) 市川直美(省三・上中町)
望月さゆり(幸司朗・伝法) 中野泰宏
(修宏・入山瀬) 滝川澄雄(義博・川
成島) 大山康秀(貢・厚原東) 井上

さな江(哲延・蓼原南) 鈴木淳子(直
道・増川3) 佐野直彦(旭・天間)
漆畠有紀(忠行・鍛冶町2) 千葉茂(和
男・厚原北) 川久洋典(明・神戸2)
勝又祐子(衛・片倉) 西田宜弘(貞
夫・鈴川4) 宮本博史(武雄・宮島)
秋山伊佐夫(喜一・吉原2) 小倉祐
介(重義・広見町6) 在原努(誠・広
見町2) 渡辺真史(定弘・中野) 長
沢将之(善一・八王子町2) 鈴木身和
子(伊佐雄・一の宮町)

移動市民相談室

富士市役所市民相談



移動市民相談室の利用を

11月24日は吉永公民館で

みなさんが道路、ごみ、し尿、水道、都市計画のことなど市政についての苦情、要望や行政相談、消費の相談などを気軽にできるように、毎月移動市民相談室を開設しています

買い物帰りの主婦や会社の昼休みを利用して相談にお出
かけください。

なお、11月の移動相談は24日に吉永公民館、12月は8日
に元吉原公民館で午前10時から午後3時まで開きますから
ご利用ください。

【写真は10月27日文化センター前で】

■ 今月の納め / 国民健康保険税8期 / 納期は16日~30日まで

●保育園入園希望の 受け付け

昭和46年度の保育園入園希望者の受け付けを11月30日まで行なっていますから、早めに市福祉事務所児童係へ申込んでください。

保育園へ入園できる児童は次のいずれかに該当する児童です。

- ・母親が家庭の外で仕事をしていて児童の保育ができない場合。
 - ・母親が家庭で児童とはなれて仕事をしていて保育できない場合（ただし父親がその仕事に従事しており、そのための使用人のいる家族は除く）。
 - ・母親が死にしたり、行方不明の家庭。
 - ・母親が長い間入院していたり、長い間看護していて児童の保育ができない場合。

入園を希望する方には、家庭の事情をおたずねしますので福祉事務所児童係へおでかけください。なお、申込み用紙は福祉事務所と各保育園にあります。

*来年の4月から新たに伝法地区に定員60名の公立保育園の開園が予定されています。対象児童は生後8ヶ月から3歳までです。

■受験資格は本科が高等学
校卒業（来年三月卒業見込
み者も含む）または同等以
上の学力を持つ男子。研究九
科は本科の課程を来年三月
修了見込のもの、大学農學
部卒業（来年三月卒業見込
み者も含む）または高等学
校卒業後七年以上の林業経
験のある男子。 ■募集人員
は本科二十名、研究科十名
■提出書類は入所願書・受
験票・履歴書・市長の推せ
ん書・健康診断書（指定用
紙）・戸籍抄本・最終学校
の成績証明書と内申書。
願書受付け期間は十二月一
日から昭和四十六年一月三
十日まで。 ■願書の提出先
は市林政課または沼津林業
事務所普及課（沼津市平町
一、電六二一七四九七）。

● 県立林業講習所 研修生募集

● 災害とサラリーマン の税金

火事や地震、台風などの災害で、サラリーマンが住宅や家財に損害を受けた場合、「災害減免法」と「所得税法の特損控除」の二通りの救済措置によって、源泉所得税の徴収猶予や還付をすることになります。

- ・合計所得金額の見積額が100万円以下の場合、源泉所得税は全額免除
 - ・100万円から150万円以下の場合、2分の1軽減。
 - ・150万円から200万円以下の場合、4分の1軽減。

■所得税法の難損控除 災害減免法の条件にあてはまらない場合であつても、損害額がその年の合計所得金額の見積額の一割をこえるときは、その難損失の金額に対応する源泉所得税額が徴収猶予されます。

■手続きは、徵収猶予（還付）申請書を住所地の所轄税務署長に提出します。

● 年末事業資金を融資

中小企業者に年末事業資金の融資を行なっています。

■借入者の資格 資本の額、出資の総額が500万円以下または従業員数が100人以下（商業、サービス業は50人以下）の法人や個人。・市内で6カ月以上同じ事業を営んでいる人。・市税を完納している人。

■資金の用途 事業資金に限る。

■貸付けの条件 貸付け限度額は法人と個人は500万円以内、協同組合は1000万円以内。・貸付期間は5カ月以内。・貸付け利率は年利7.5%（日歩1麦9厘9毛）。・返済方法は一時払いまたは分割払い。・保証人は確実な人1名以上。・担保は必要ありません。・貸付けは県信用保証協会の保証付、保証料は日歩2厘3毛。

■申入手先 市商工課、富士商工全體所、櫻町商工全、市内金融機関

■申込み期間 12月15日まで（満額の日で打ち切り）。